

事前質問回答一覧

No	担当課	資料	該当箇所	質問	回答
1	行政管理課	1-2	-	今回の改正案は、現行と比べて基本方針がシンプルにまとめられていて、市民の方にも読みやすい内容だと思います。	-
2	行政管理課	1-2	P8 6行目	公用若しは → 公用若しくは	ご指摘のとおり修正します。
3	行政管理課	1-1	P1 新旧対象表	現行の「はじめに」や【使用料等に対する基本的な考え方】の中にある「法律により、財・サービスの受益者に使用料等を負担させてはならないとする道路、義務教育施設、都市公園、図書館等を除く」などの文言を削除したのはなぜですか。住民の福祉の増進を図ることを基本(地方自治法)とする自治体を示す基本的な考え方の冒頭が「受益者負担の原則」ということには違和感があります。現行に「はじめに」と【使用料等に対する基本的な考え方】現行10「施設の稼働率向上と適正利用」を文言整理して前文にすること、「1使用料等に対する基本的な考え方(1)受益者負担の原則」を「(1)公共サービスと受益者負担」にすることを提案します。	改正案は、使用料等の基本的な考え方を明確化し、分かりやすくするため、現行の基本方針にある使用料等を負担させてはならないとする例示を削除し、「受益者負担の原則」「算定方法の明確化」「行政サービス向上の取組」の3つに整理しております。 現行の基本方針にある「はじめに」の部分につきましては、公表の際にこれまでの本市の取組等を掲載する想定としております。 現行の基本方針10の「施設の稼働率向上と適正利用」につきましては、改正案の「1 使用料等に対する基本的な考え方(3)行政サービス向上の取組」として整理しております。
4	行政管理課	1-1	P9 改正案 受益者負担率	例えば、現行では負担率を25%以上50%未満としています。改正案では50%としています。参考資料1「改正概要」P2で「明確な割合設定するため」としていますが、仮に負担率が35%と判断できるとした場合は、50%になってしまうのですか。具体的な例をあげて説明してください。	現行の基本方針では、受益者負担率を「75%以上100%以下」「50%以上75%未満」「25%以上50%未満」に区分し各範囲内で施設ごとに受益者負担割合を設定することとしております。この設定方法は、施設ごとに負担割合を設定できる自由度がある反面、範囲内における負担割合の設定が難しいことや、範囲の中で割合を低く設定する傾向があることなどから、改正案では区分ごとに明確な割合を設定する方式としております。そのため、既存の施設や新規の施設においても、施設の性質別分類における「民間施設の代替性」と「市民生活における必要性」の程度から区分を判断することとなり、受益者負担割合は50、75、100%での設定としております。仮に施設の性質上、受益者負担割合を50%未満とする施設がある場合には、施設の性質別分類を踏まえ、別に設定することとなります。なお、検討過程において、受益者負担割合の細分化なども検討しましたが、現行の基本方針を踏まえるとともに、細分化することにより設定が難しくなることなどから、改正案のとおりとしております。
5	行政管理課	1-1	P11 改正案 減額・免除の考え方	改正案では具体性に欠け、漠然としています。参考資料1「改正概要」P3で「減免理由や考え方について、わかりやすく整理」としていますが、どのような点がわかりやすくなったのですか、教えてください。現行の方がより明確にわかりやすいと思うので、欄外に注釈として掲載することも検討していただけないか。	現行の基本方針では、「考えられる減免事由」に対する理由などを記載しておりますが、考えられる減免事由において整理できるものと考えられることや、各施設における設置管理条例の定義の説明などとなっていることから、必要最低限の記載とすることで、分かりやすく整理したものです。
6	行政管理課	1-1	P14 改正案 (3)駐車場使用料の考え方	「有料化に向けて検討することとします」となっていますが、具体的にどのような施設等を想定していますか、教えてください。例えば、行政事務を行っていたり、地域活動・地域福祉の拠点の地区センター・公民館や能楽堂などの施設を長時間を利用している場合など、どのように想定していますか、教えてください。	駐車場の有料化の検討につきましては、駐車場の有効活用と適正利用の推進及び維持管理業務の効率化を図るため、令和6年10月1日から市役所来庁者駐車場の有料化に向けて検討を進めております。
7	行政管理課	1-1	P15 現行10「施設の稼働率向上と適正利用」	どうして、改正案で削除するのか、教えて下さい。前文に趣旨を盛り込むことを提案します。	現行の基本方針10の「施設の稼働率向上と適正利用」につきましては、改正案の「1 使用料等に対する基本的な考え方(3)行政サービス向上の取組」として整理しております。
8	行政デジタル推進課	3-1	P7 AI・RPA活用による業務効率化と市民サービスの向上	R5年度は、14課53業務のRPAの実施により「職員による作業時間」が全体で約7,177時間削減され、職員の業務負担軽減を促進したとしていますが、それらの14課名と業務内容、R2年度からの超過勤務、53業務の作業時間の推移等の具体的なデータを教えてください。	(別添資料参照) 令和5年度の14課53業務の業務負担削減効果は別紙のとおりです。

事前質問回答一覧

No	担当課	資料	該当箇所	質問	回答
9	収納課	3-1	P9 国民健康保険税の収納率の向上	滞納に対する収納額(件数)及び徴収業務体制の随時見直しや効率的な徴収業務の内容と新たな費用の有無について教えてください。	国民健康保険税現年度分における納入期限後の収納額は1,223,399,321円で、督促状や催告書の送付のほか、電話催告や臨宅による納付奨励、早期の財産調査と差押えの執行により、収納確保に努めました。 また、徴収業務の効率化を図るため、これまでの担当制から、相談業務や滞納処分事務などの業務ごとの班体制を組織しております。 このほか、口座振替を推奨することにより現年度分の収納率向上を図るため、令和4年度から口座振替キャンペーン、令和5年度から口座振替原則化を実施しております。 新たな費用としては、口座振替原則化に関連して、令和6年度予算において、キャッシュカードの読み取りにより口座振替申込ができるペイジー口座振替受付サービス導入費用を計上しております。
10	介護保険課	3-1	P10 介護保険料の収納率の向上	金融機関への預貯金調査・預貯金差押え件数とかかる費用について教えてください。	令和5年度の預貯金調査等(給与調査・年金調査含む)の件数につきましては、延べ383件実施し、差押えまで至ったのは1件でした。費用は郵便代が約30,000円、コピー代等の手数料が約1,600円となります。
11	経営企画課	3-1	P12 市立病院経営健全化の推進	達成状況の評価がBとなっていますが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行しても、多くの公立医療機関の経営は苦しい状態が続いているといいます。その点も考量されているのでしょうか。	令和5年度に新型コロナウイルス感染症関連の国庫補助金が大きく縮減される中、当院は感染症の専用病床を半年間確保するなど、市民(患者)サービスに貢献してきました。このことは評価に値するものと考えています。ただし、経営健全化の評価としては計画を下回ったためB評価にしたところです。
12	行政管理課	3-1	P13 適正な定員管理と効率的な組織整備	官民問わず、働き方改革・働き方改革の必要性が叫ばれていますが、恒常的に超過勤務が続き、ノー残業デーにおいても、勤務時間が過ぎても在庁している職員が多いと聞いています。業務量に応じた適正な人員配置になっているのか疑問です。超過勤務の総労働時間を職員数に換算したら、どの程度になりますか、教えてください。	(別添資料参照) 人員配置につきましては、毎年、関係各部署に対し、定数改正等に係る基礎調査の実施やヒアリングを通じて業務量の把握を行い、業務量に応じた適正な人員配置に努めております。 なお、令和5年度の超過勤務の総労働時間を職員数に換算した場合、181人となります。
13	人事課	3-1	P15 人材の活用・確保	多様な人材を確保するため、民間企業等の経験者を積極的に採用する点は評価しますが、経験者の昇任・昇格を適正に行わないと卒業直採用者とのバランスを欠き、職員の士気に影響します。また、職員給与のラスパイレース指数が上がる要因にもなる点は、しっかり説明する必要があります。過去5年間における経験者(行政職)の昇任・昇格実態(在職年数・年齢等)を教えてください。	(別添資料参照) 過去5年間における経験者採用者(行政職)の昇任平均年数は、主事・技師から主任3.2年、主任から主査3.1年、主査から主幹2.3年、昇任平均年齢は、主事・技師から主任33.4歳、主任から主査37.3歳、主査から主幹39.9歳となっております。新卒採用者の昇任年齢と比較しても大きな差はないのが実態です。 また、ラスパイレース指数につきましては、職員構成を学歴別、経験年数別に区分して算出しておりますが、民間企業等の経験者につきましては、採用以前の経験年数を加算した経験年数に区分しているため、直接ラスパイレース指数が上がる要因にはならないと認識しております。
14	行政デジタル推進課	3-1	P16 情報セキュリティ対策の継続	市には多くの市民の個人情報が集積しています。情報セキュリティ事故が令和5年度で34件発生したようですが、主な内容を教えてください。	情報セキュリティ事故34件の内訳は、誤記載・誤通知 1件、システム停止 5件、書類紛失 7件、媒体紛失 9件、送付先誤り 9件、事務事故 3件となっております。
15	行政デジタル推進課	3-1	P18 公共施設の市民向け通信環境整備	ほとんどの市民がスマホやアイホーンを持っていることから、地区体育館や地区センターなど災害時における避難所には、Wi-Fi環境の整備と周知が急がれます。	災害時の情報収集、伝達手段の強化を目的とし、本庁舎に1ヶ所、各地区センター13ヶ所、総合体育館に1ヶ所の合計15ヶ所にWi-Fiのアクセスポイントを整備しております。平時の市民利用を想定した観点での整備については、市民ニーズを踏まえ、必要となる施設のロビー等への整備を引き続き検討してまいります。

事前質問回答一覧

No	担当課	資料	該当箇所	質問	回答
16	市民課	3-1	P23 証明書コンビニ交付	コンビニにおける交付割合が大きく目標値を超えている点は評価します。コンビニ交付、市役所庁舎(市民課)、北部・南部出張所、地区センター等での交付など比較検証も必要と思います。R2年度から証明書発行総数の年次推移を施設ごとに教えてください。	(別添資料参照) 令和2年度から令和5年度の年次推移では、コンビニ交付の発行数が9.66%→30.21%へ急速に伸びているのに対し、市民課が43.93%→32.56%、北部出張所が14.94%→11.07%、南部出張所が12.55%→9.07%、地区センターが10.57%→8.18%といずれも減少しております。パスポートセンターにつきましては、パスポート申請時に必要な証明書をその場で申請していることが想定され、目立った減少とはなっていないと考えられます。
17	収納課	3-1	P25 市税の収納率の向上	自主財源の確保という点で収納率の向上は評価します。滞納に対する収納額(件数)及び徴収業務体制の随時見直しや効率的な徴収業務の内容と新たな費用の有無について教えてください。徴収業務体制の随時見直しや効率的な徴収業務の内容と新たな費用の有無について教えてください。	市税における滞納繰越分の収納額としましては、調定額854,245,689円に対して、収納額368,222,190円、収納率は43.10%でした。 徴収業務の効率化を図るため、これまでの担当制から、相談業務や滞納処分事務などの業務ごとの班体制を組織しております。役割分担や班ごとの連携について適宜見直しを行い、効率的な滞納整理を行う体制を整えつつ、督促業務として一斉に差押えや電話催告等を行うことで、収納確保に努めました。 なお、新たな費用は発生しておりません。
18	保育施設課	3-1	P26 保育所保育料の収納率の向上	滞納に対する収納額(件数)及び徴収業務体制の随時見直しや効率的な徴収業務の内容と新たな費用の有無について教えてください。	・滞納(調定額)に対する収納額につきましては、以下のとおりです。 【現年度分】調定額(件数):484,109,230円(14,320件) 収納額(件数):481,148,480円(14,221件) 【過年度分】調定額(件数): 26,660,987円(1,153件) 収納額(件数): 5,374,580円(286件) ・徴収業務の内容としましては、滞納者に対して、毎月の督促状の送付に加え、年4回にわたり文書催告及び随時電話催告を行いました。また、催告書の文言につきましては、随時見直しを行っております。その他にも、換価性の高い給与・預貯金・生命保険照会に重点を置いた財産調査を実施しました。令和5年度の実績として、給与差押1件を実施しました。 ・令和5年度の徴収業務にかかる新たな費用はありません。
19	教育総務課	3-1	P27 入学準備金貸付金償還金の収納率の向上	滞納に対する収納額(件数)及び徴収業務体制の随時見直しや効率的な徴収業務の内容と新たな費用の有無について教えてください。	【滞納繰越分】 収納額:4,007,000円(収納件数:268件) 【徴収業務体制等について】 文書催告のほか、電話催告や臨宅催告を実施するとともに、納付困難な案件につきましては、収納課で実施している債権回収業務に関する専門的な知識・実績のある弁護士法人への回収業務委託を活用し、徴収業務の見直し等を図っております。なお、徴収業務に関する新たな費用はありません。
20	地域共生推進課、経済振興課	3-1	P31 地域支援事業の統合	事業費の一部を一般会計から介護保険特別会計に移行したことで市負担分を削減したとのことですが、一方で、介護保険特別会計はどの程度負担増(公費・被保険者)になったのでしょうか、教えてください。	【財源内訳】総事業費/国県交付金/1号保険料/一般財源(単位:千円) (R4:移行前)22,662/9,471/3,772/9,419 ※総事業費は、一般会計6,262と介護特会16,400の合計 (R5:移行後)23,400/13,513/5,382/4,505 従って、R4とR5を比較すると、市負担分(一般会計)は4,914千円減少した一方、国県交付金は4,042千円増加、1号被保険者保険料は1,610千円増加しました。
21	地域包括ケア課	3-1	P31 会計整理による市の負担分軽減	事業の一部を地域支援事業の対象にしたことで、市負担分を削減させたとのことですが、介護保険特別会計ではどの程度負担増(公費・被保険者)になったのでしょうか、教えてください。	介護保険特別会計の対象となった事業の令和5年度決算額は3,437,666円となり、それぞれの負担額はおよそではありますが、保険料790,663円(負担割合:23%)、国費1,323,501円(負担割合:38.5%)、県費661,751円(負担割合:19.25%)、市繰入金661,751円(負担割合:19.25%)となります。

事前質問回答一覧

No	担当課	資料	該当箇所	質問	回答
22	経済振興課	3-1	P34 企業版ふるさと納税制度の推進	市税の還流という点からも市外事業所を対象に強く推進していただきたい制度です。具体的な件数と最高寄付額を教えてください。	件数は12件、最高寄附額は500万円です。
23	市民活動支援課、青少年課、スポーツ振興課、経済振興課、市民税課	3-1	P35 ふるさと納税制度の拡充(クラウドファンディング、個人版)	ふるさと納税制度は寄付文化を根付かせる、故郷を応援するという当初の目的から大きく離れてものになっています。返礼品のカatalogショッピング、富裕層の節税対策、仲介サイトをもうけさせるだけなどの評価を受けています。令和5年度の寄付受領額は5,693万円あるものの投資経費が1,231万円かかり、効果額は4,462万円とのことですが、投資経費の内訳を教えてください。また、ふるさと納税制度による当市の税収の影響額を教えてください。	投資経費の内訳は、市内事業者等から返礼品を調達する費用が778万円、返礼品を寄附者に送付する代金が129万円、ポータルサイトの利用料が290万円、決済手数料が21万円、フンストップ特例申請用の消耗品費が11万円、ポスターの印刷費用が2万円です。(経済振興課) ふるさと納税制度による当市の税収の影響額につきましては、寄附が行われた年の翌年度の市民税において、寄附金税額控除として税額が控除されることとなります。当市の状況につきましては、各年度7月1日時点の実績となりますが、令和5年度においては、控除額が約11億3,054万円、令和6年度においては、控除額が約12億8,359万円となっております。(市民税課)
24	安全衛生管理課	参考資料4	P9 健康管理費	次年度の取組内容について 現在、緊急な課題となっているカスハラや職場内ハラスメント等に対する実態調査や対策樹立が強く求められています。快適な職場環境づくりを推進する担当課として、次年度の取組に入っていますが、どうしてなのか、教えてください。	職場内ハラスメント等に関しましては、例年、職員に対して啓発冊子の配付や相談窓口の周知、また、階層別研修において理解と役割の推進等の対策を図っております。次年度につきましては、「越谷市職員のハラスメントの防止に関する要綱」に基づき、人事課と協力しながら、快適な職場環境づくりに取り組んでまいります。
25	障害福祉課	参考資料4	P19 障がい者手当給付事業	外部評価・包括外部監査の指摘(概要)について 市の独自施策に対して「妥当性が不明」などと指摘していますが、「妥当」「妥当でない」などの評価は、市の独自施策でもあり、外部評価者はどのような基準で評価したのか、教えてください。	(別添資料参照) 事業の目的「重度心身障がい者の生活の向上と福祉の増進」が曖昧なため、目的に即した指標が設定されず、評価が困難となっていること、また、手当の支給額について、対象者にとって妥当な金額であるかの検証をしていなかったため、外部評価者に指摘されたものです。
26	子ども福祉課	参考資料4	P25 こども医療費給付事業	外部評価・包括外部監査の指摘(概要)について 「①自己負担を無償化とする明確な理由がなく費用対効果が薄い」との指摘は、一方的な意見ではないか。無償化は子育て支援・子供の健康維持などの寄与することは明白です。また、「費用対効果が薄い」と指摘された際、どのようなエビデンスが示されたのか、教えてください。	(別添資料参照) 外部評価・包括外部監査では、飯塚 敏児東京大学大学院教授の研究結果「子ども医療費「タダ」の落とし穴 一医療需要における「ゼロ価格効果」を確認」をエビデンスとして情報提供いただきました。
27	子ども福祉課	参考資料4	P27 児童発達支援センター運営事業	次年度の取組内容について 「機能の拡充をはかっていく」と理解されます。拡充のためには専門職の増員が必要ですが、「人員配置や運用の見直し等」にはそのようなことも含まれているのでしょうか、教えてください。	専門職(言語聴覚士、公認心理師等)の増員も含まれております。なお、今後、児童発達支援センターとして注力すべき取り組みを検討し、非常勤講師や期間職員も活用しながら、中核的な役割を担う人員の確保に努めてまいります。
28	救急課	参考資料4	P49 救急活動事業	次年度の取組内容について 熱中症の多発や新型コロナウイルス感染症のまん延等の中、市民が関心を寄せる緊急課題が救急医療体制(活動)です。救急車はすぐ来てくれるが医療機関が見つからず、救急車が出発しないで車内で長時間待機している、そんな光景を多くの市民は目撃しています。電子化による救急隊員の事務軽減や救急車の増車・適正な維持管理など評価しますが、より強化するためには縦割りでない救急体制と医療体制の総合的な体制づくりが必要ではないかと思います。そのためには、実態把握が重要ですが、救急活動事業の面から、つぎの過去5年間のデータを教えてください。 ・救急出動件数(時間帯) ・救急到着時間と医療機関収容時間 ・患者搬送先(市内、二次医療圏、県内、県外等) ・救急患者の重症、中等症、軽症別 ・救急患者の成人、子ども、乳幼児、老人別 ・救急搬送困難事例 等	(別添資料参照) 別紙のとおり回答いたします。

令和5年度RPA導入実績

	所属	報告書番号、事務名	削減時間 (h)
1	市民税課 (10事務)	1. 新規登録軽四輪自動車J-LISデータの住基突合	150.00
		2. 新規登録軽四輪自動車の宛名紐付作業	30.00
		3. 特別徴収事業所のeLTAX納税者ID紐付業務	142.93
		4. 軽自動車税における転出通知送付台帳処理	30.90
		5. eLTAXによる給与所得者異動届出書入力事務	95.90
		6. 新規特徴事業所登録業務	109.95
		7. 個人住民税当初賦課に係る給与支払報告書資料審査業務	23.66
		8. 個人住民税当初賦課に係る寄付金ワンストップ特例通知審査業務	14.63
		9. 法人市民税に係るeLTAX受信データの審査事務	69.00
		10. 市県民税申告書入力業務	44.15
			711.12
2	資産税課 (1事務)	11. 償却資産申告書受付業務（eLtaxで受理した電子申告の受付業務）	2.17
3	収納課 (6事務)	12. 国民健康保険税督促状発送抜き取り分の発付履歴削除	18.33
		13. 口座振替依頼書データ入力業務	996.50
		14. 口座振替登録データ削除業務	27.50
		15. 市県・固定・軽自督促状発送抜き取り分の発付履歴削除	27.50
		16. 法人市民税財産調査結果の法人特記事項入力	19.00
		17. 預貯金調査結果登録	2984.60
			4073.43
4	人事課 (3事務)	18. 発令情報入力事務	59.63
		19. 職員情報入力事務	17.42
		20. メール作成	111.05
			188.09
5	南部出張所 (3事務)	21. 納付書起票及び帳票作成（1）送金日報作成	81.00
		22. 納付書起票及び帳票作成（2）財務会計起票	81.00
		23. 納付書起票及び帳票作成（3）交付集計表入力	81.00
			243.00
6	生活福祉課 (1事務)	24. 例月締めによる経理作業	22.00
7	障害福祉課 (5事務)	25. 更生医療資格更新業務	44.53
		26. 自立支援医療（精神通院）進達事務	750.00
		27. 精神障害者保健福祉手帳進達事務	200.00
		28. 重度心身障害者医療費受給者証有効期限修正	2.00
		29. 重度心身障害者医療費受給資格更新に係る受給者証の印刷	1.00
			997.53
8	介護保険課 (3事務)	30. 負担割合証交付事務	30.67
		31. 介護保険料過誤納金還付振込口座入力	116.45
		32. 介護保険料過誤納金還付振込済登録	130.92
			278.04
9	保育入所課 (6事務)	33. 施設等利用費（保育料）支払い事務	162.58
		34. 施設等利用費（預かり保育・法定代理）支払い事務	2.50
		35. 施設等利用給付認定事務	13.95
		36. 保育施設入所利用調整事務	5.77
		37. 3号→2号職権変更事務	0.07
		38. 3号→2号職権変更事務	9.00
			193.87
10	青少年課 (2事務)	39. 学童保育選考業務	13.25
		40. 口座振替依頼書入力業務	30.83
			44.08
11	国保年金課 (2事務)	41. 後期高齢者医療保険料過誤納金還付入力事務	167.17
		42. 後期高齢者医療保険料過誤納金還付入力事務（相続人）	105.03
			272.20
12	環境政策課 (9事務)	43. 捕獲実施区域図準備（有害鳥獣捕獲許可（申請）業務）	6.75
		44. 実態調査書準備（有害鳥獣捕獲許可（申請）業務）	4.50
		45. 許可証・報告書(案)準備（有害鳥獣捕獲許可（申請）業務）	4.50
		46. 施設等利用費（預かり保育・償還払い）支払い事務	4.50
		47. 施設等利用費（認可外等・償還払い）支払い事務	4.50
		48. フォルダ内データ印刷（有害鳥獣捕獲許可（申請）業務）	2.00
		49. 収受起案（有害鳥獣捕獲許可（申請）業務）	10.00
		50. 保育料軽減（国減免）事務	9.83
		51. 支出負担行為の起案（第2期省エネ家電買換促進補助金受付業務）	39.33
			85.92
13	会計課 (1事務)	52. 電子審査受付待ち文書の受付業務へのRPA導入	65.27
14	警防課 (1事務)	53. 消防団員活動報酬支払業務	0.67

《参考1》令和5年度の超過勤務時間を職員数に換算した場合

$$181.32 \text{ 人} = \frac{\text{令和5年度の超過勤務の総労働時間数}}{302,141 \text{ 時間}} \div \frac{\text{令和5年度の年間勤務時間数}}{1666.25 \text{ 時間/人}}$$

※超過勤務は休日給を除く。また、再任用短時間職員の超過勤務も含む。

●令和5年度 年間勤務時間

・常勤職員

$$366 \text{ 日} - 106 \text{ 日(土・日)} - 14 \text{ 日(祝・休)} - 3 \text{ 日(年末年始)} - 28 \text{ 日(年休・夏休)} = 215 \text{ 日}$$

$$7.75\text{H} \times 215 \text{ 日} = 1666.25\text{H}$$

《参考2》令和5年度の1月の常勤職員1人あたりの超過勤務時間

$$\frac{\text{令和5年度の超過勤務の総労働時間数}}{302,141 \text{ 時間}} \div \frac{\text{R5.4.1 常勤職員数}}{3,095 \text{ 人}}$$

$$= 97.62 \text{ 時間} \div 12 \text{ か月} = 8.1 \text{ 時間}$$

過去5年間における経験者（行政職）の昇任実態

	平均年数	平均年齢
主事・技師→主任	3.2年	33.4歳
主任→主査	3.1年	37.3歳
主査→主幹	2.3年	39.9歳

過去5年間における新卒採用者の昇任実態

	平均年数	平均年齢
主事・技師→主任	8.3年	33.6歳
主任→主査	3.4年	36.9歳
主査→主幹	3.0年	40.2歳

市民課証明書発行場所別交付割合

No.16別添資料

			R2	R3	R4	R5
市民課	発行数	証明書計	129,672	119,464	107,968	95,316
	発行率	交付割合	43.93%	41.04%	36.86%	32.56%
北部出張所	発行数	証明書計	44,089	39,630	37,335	32,404
	発行率	交付割合	14.94%	13.61%	12.75%	11.07%
南部出張所	発行数	証明書計	37,033	33,963	31,754	26,549
	発行率	交付割合	12.55%	11.67%	10.84%	9.07%
郵送分	発行数	証明書計	16,854	16,871	18,187	18,903
	発行率	交付割合	5.71%	5.80%	6.21%	6.46%
パスポート	発行数	証明書計	7,794	7,027	7,246	7,012
	発行率	交付割合	2.64%	2.41%	2.47%	2.40%
地区センター	発行数	証明書計	31,209	30,330	30,038	23,935
	発行率	交付割合	10.57%	10.42%	10.26%	8.18%
電子申請	発行数	証明書計				186
	発行率	交付割合				0.06%
コンビニ	発行数	証明書計	28,512	43,825	60,367	88,419
	発行率	交付割合	9.66%	15.05%	20.61%	30.21%
合計	発行数	証明書計	295,163	291,110	292,895	292,724

令和6年3月末現在

No.3 障がい者手当給付事業（福祉部障害福祉課）

事業概要	
事業の目的	・ 重度心身障がい者の生活の向上と福祉の増進 ・ 障がいがあることによる就労機会の制限や、通院等の医療費といった経済的又は精神的負担を軽減
対象	[特別障害者手当] ・ 20歳以上で、身体または精神の重度の障害により日常生活において常時特別の介護を要する者 [障害児福祉手当] ・ 在宅の重度障がい児 [経過的福祉手当] ・ 昭和61年の制度改正以前の福祉手当受給者のうち、制度改正後、障害基礎年金も特別障害者手当も受けられない者 [重度心身障害者手当] ・ 特別障害者手当等の支給対象にならない在宅の重度心身障害者
実施内容	・ 障がいの程度や状態に応じて、重度心身障害者手当（市独自事業）、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当（法定受託事務）を支給する
横出しの内容	・ 国の制度である特別障害者手当等の支給対象とならない重度心身障がい者に対し、市が独自に重度心身障害者手当を支給 ・ 一部の対象への支給には県の補助があるが事業の実施は自治体の任意であり、かつ、越谷市では県の補助対象よりも広い対象に手当の支給を行っている
横出しの背景・理由	・ 国の制度である特別障害者手当等の支給対象とならない重度心身障がい者の経済的な負担軽減を図るため

No.3 障がい者手当給付事業（福祉部障害福祉課）

本事業の課題（外部評価者からの指摘）	
目的や対象等に関して	（重度心身障害者手当の必要性や有効性が不明確） ・ 目的に「重度心身障がい者の生活の向上と福祉の増進」とあるが、市の独自制度である重度心身障害者手当を対象者にどのように活用してもらうことで、どのように生活の向上や福祉の増進に寄与するか不明 ・ 生活の基盤となる収入である障害年金等があるにも関わらず、特別障害手当等の対象外である者に対し、なぜ手当を支給する必要があるのか明確な理由が示されていない ・ 対象者の経済状況により「生活の向上と福祉の増進」にどの程度つながるかは異なるはずだが、経済状況を踏まえた対象や金額の設定が為されていない
事業の実施に関して	（重度心身障害者手当の実施に伴う業務量の増大） ・ 本事業の業務量の多くが、市独自の重度心身障害者手当で占めており、業務負荷が高い ・ 重度心身障害者手当はシステムの仕様上、国の制度である特別障害者手当と同様に支給回数は年4回と多く、毎回5,000人超への支払業務が発生している
事業の評価に関して	（目的の不明確） ・ 目的「重度心身障がい者の生活の向上と福祉の増進」が漠然としており、具体的な定義がないために、目的に即した指標が設定されておらず、評価が困難となっている ・ 重度心身障害者手当の現在の支給金額は、県の補助事業の上限又は前身の制度からの引継ぎを設定理由としており、対象者にとって手当金額が妥当な（過少・過剰でない）のか検証されておらず、毎月5,000円または3,500円の手当が対象者の生活にどの程度寄与しているのか不明

No.3 障がい者手当給付事業（福祉部障害福祉課）

外部評価結果（外部評価者からの指摘）		
評価の視点	必要性	- 市の独自事業である重度心身障害者手当は、対象者や想定用途及び支給額の妥当性の検討が無いまま制度化されており、必要性が高いとはいえない - 他の手当は国の制度であるため、必要性を論じる余地はない
	有効性	- 全ての手当の申請案内は漏れなく実施されており、必要な者はほぼ全員が申請していると判断できるため有効性がある - 重度心身障害者手当は、対象者や想定用途及び支給額の妥当性が不明なため目的に合った効果が出ているのか不明である
	効率性	- 様式変更や現況届の廃止等、対応可能な範囲で適宜業務改善を実施されており効率性は高い状況にある - 重度心身障害者手当は、対象者や想定用途及び支給額の妥当性が不明な中、業務量の多くを占め負荷が高く、改善の余地が大きい
総合評価	結果	C（課題が多く事業の大幅な見直しが必要）
	理由	市独自の重度心身障害者手当は必要性・有効性・効率性いずれも精査が必要
今後の方向性	方向性	見直しの上で継続
	見直し内容	目的・対象 - 重度心身障害者手当は必要性を精査のうえで、想定用途を設定し必要な金額や支給対象者の妥当性を検討する - 幅広く少額を個人に支給する手当よりも、需要が高い既存施策の拡充に活用することも一案である
		実施内容 重度心身障害者手当の支給回数を削減するため、次期システム更改時に仕様調整を実施する



子ども医療費「タダ」の落とし穴 —医療需要における「ゼロ価格効果」を確認—

1. 発表者:

飯塚 敏晃 (東京大学大学院 経済学研究科及び公共政策学連携研究部・教育部 教授)

重岡 仁 (東京大学公共政策学連携研究部・教育部 教授／

サイモンフレーザー大学経済学部 准教授)

2. 発表のポイント:

- ◆ 日本の子ども医療費助成の情報とレセプト(診療報酬明細書)データを用いて、「子ども医療にゼロ価格効果が存在する」ことを定量的に示した。
- ◆ 「ゼロ価格効果」は、学生等を被験者とした実験では確認されていたが、実際の消費行動に基づくリアルデータを用いた分析としては、世界で最初の論文である。
- ◆ 本論文の知見は、政府が今後、「無料」と「無料以外」を戦略的に使い分け、社会厚生の上を目指し、活用されることが期待される。

3. 発表概要:

東京大学大学院 経済学研究科の飯塚 敏晃教授、及び、東京大学公共政策学連携研究部の重岡 仁教授は、日本の子ども医療費助成の情報とレセプト(診療報酬明細書)データを用いて、「子ども医療にゼロ価格効果が存在する」ことを定量的に示した。本研究成果は、2022年9月29日(米国東部夏時間)に米国経済学誌「American Economic Journal: Applied Economics」のオンライン版に掲載された。

伝統的な経済学において、「ゼロ価格(=無料)」は、価格が低下する際の単なる延長戦線上にあると考えられてきた。しかし、最近の行動経済学においては、物やサービスの価格が、0円(=無料)とごくわずかな金額(例えば10円)とでは前者の方が需要を大きく増やす可能性が指摘されてきた。こういった、無料が他の価格と本質的に異なる可能性を、「ゼロ価格効果」と呼ぶ。

本研究では、子ども医療を対象に「ゼロ価格効果」が存在するかについての検証を行った。では、なぜゼロ価格効果が重要なのだろうか。それは、もし医療サービスにおいて、ゼロ価格効果の存在が確認できれば、無料と無料以外の価格を巧みに使い分けることで、社会厚生を向上できる可能性がある。例えば、乳幼児を対象としたワクチンやコロナワクチンのような価値の高い医療サービスは、費用をタダにすることで大幅な利用増が見込める。一方で、不適切な抗生物質の利用のような価値の低い医療サービスは、無料とせずわずかも費用負担を課すことで大きく削減することが可能となる。

日本では、医療費の自己負担率は原則3割だが、子どもに対しては多くの自治体が助成を行っている。自治体間による助成競争の結果、市町村ごとに、①助成対象となる年齢、②自己負担額が異なる。②に関しては、3割分を全て負担して医療費を「タダ」にする無償化が主だが、それ以外に10%、20%などの定率負担や、1回の受診ごとに200円、300円といった少額を払う定額負担の自治体が存在する。

本研究では、人口の多い6県(294市町村)についてこれらの医療費助成の情報を2005～15年の10年分収集し、JMDC社の6～15歳のレセプトデータに結合しデータを構築した。そして、上記の

①及び②に関する、市町村の内容の違い、及び導入のタイミングの違いを利用する、「Difference-in-differences method(差分の差分法)」という計量経済学の分析手法を用いた。

図1は、自己負担があると、月に1回以上外来受診する子供の割合がどの程度減少するか、無料時との比較を示している(%ポイント)。1回当たり定額を負担する場合は、平均的な自己負担率に換算し表示している。なお、自己負担がゼロの時に月に1回以上外来受診する確率は43.9%である。

まず、図の各点に注目すると、全ての点が横軸($Y=0$)の線よりも下にあることから、いずれの自己負担率の場合も、無料に比べ医療需要が減少するのがわかる。一方で、興味深いことに、少額の定額負担と、より重い自己負担である定率負担とでは、需要の減少幅がさほど大きく異なる。つまり、自己負担が有るか無いかは医療需要に大きな影響を及ぼすが、自己負担の大きさそのものはさほど需要に影響しないことが示唆される。

次に、自己負担割合と医療需要の関係から「ゼロ価格効果」の有無を検証した。図の各点を滑らかな線で結び(点線)、それが縦軸と交わる時の縦軸の値が、限りなくゼロに近い価格を課した場合の需要の予測値となる。従って、もしこの線が原点を通らない場合は、非ゼロ価格からゼロ価格になることで、需要が非連続的に増加(ジャンプ)することになり、ゼロ価格効果の存在を示唆する。実際に図1を見ると、点線は原点を通っていない。原点と縦軸の値の差(=「ゼロ価格効果」)は統計的に有意であるため、子ども医療費においてゼロ価格効果が存在することがわかった。

ゼロ価格効果の存在は、裏を返すと、1回200円といった少額であっても、自己負担を課すことで、ゼロ価格に比べて医療需要が大幅に減ることを意味する。そこで、少額の自己負担(200円/回)を課すと、1)どのような子どもの医療が減るか、2)どのような治療がより減るか、の検証を行った。その結果、1)に関しては、健康状態のよくない子どもが月に1回以上受診する割合は減らないが、比較的健康にもかかわらず頻繁に医師を訪れる子どもの受診が大幅に減る、ことがわかった。つまり、少額の自己負担は、不健康な子どもに悪影響を及ぼすことなく、比較的健康な子どもの過剰な医療需要を減らすことができると思われる。2)に関しては、「価値が高いとされる医療」と「価値が低いとされる医療」(注1)のどちらも減少するが、特に、後者の例である、不適切な抗生物質の利用の減少幅が大きかった。このような医療については価格を完全に無料とせず少額であっても自己負担を課すことで、不適切な治療を減らすことが可能と考えられる。

以上により、本研究の分析によって、子ども医療にゼロ価格効果が存在すること、及び、価値が高いとされる一部の治療を除けば、自己負担を「ゼロ」にすることは、不必要な医療を増やす可能性が高いことが分かった。したがって、政府は秩序なき医療費無償化を見直し、その上で「無料」と「無料以外」を医療サービスの価値によって使い分ける、「価値に基づく医療保険設計」を推進していく必要がある。

4. 発表雑誌:

雑誌名:「American Economic Journal: Applied Economics」

論文タイトル: Is Zero a Special Price? Evidence from Child Healthcare

著者: Toshiaki Iizuka, and Hitoshi Shigeoka

DOI 番号: 10.1257/app.20210184

アブストラクト URL: <https://www.aeaweb.org/articles?id=10.1257/app.20210184>

5. 問い合わせ先:

東京大学公共政策学連携研究部・教育部

教授 重岡 仁 (しげおかひとし)

E-mail: hshigeoka@pp.u-tokyo.ac.jp

6. 用語解説:

(注 1)

「価値が高い医療」: 日本では、ワクチン接種といった価値が高いとされる予防的医療の多くは、既に無料なので、それらを除いた上で、医療分野の文献に基づき、肥満、注意欠如・多動症、思春期うつ病の診察等の予防医療とした。

「価値が低い医療」: 不適切な抗生物質が処方される場合とした。

7. 添付資料:

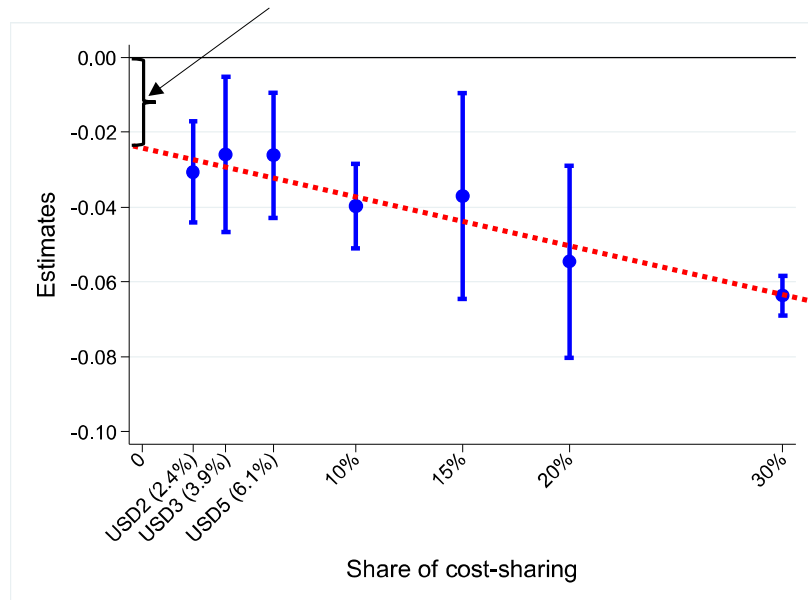


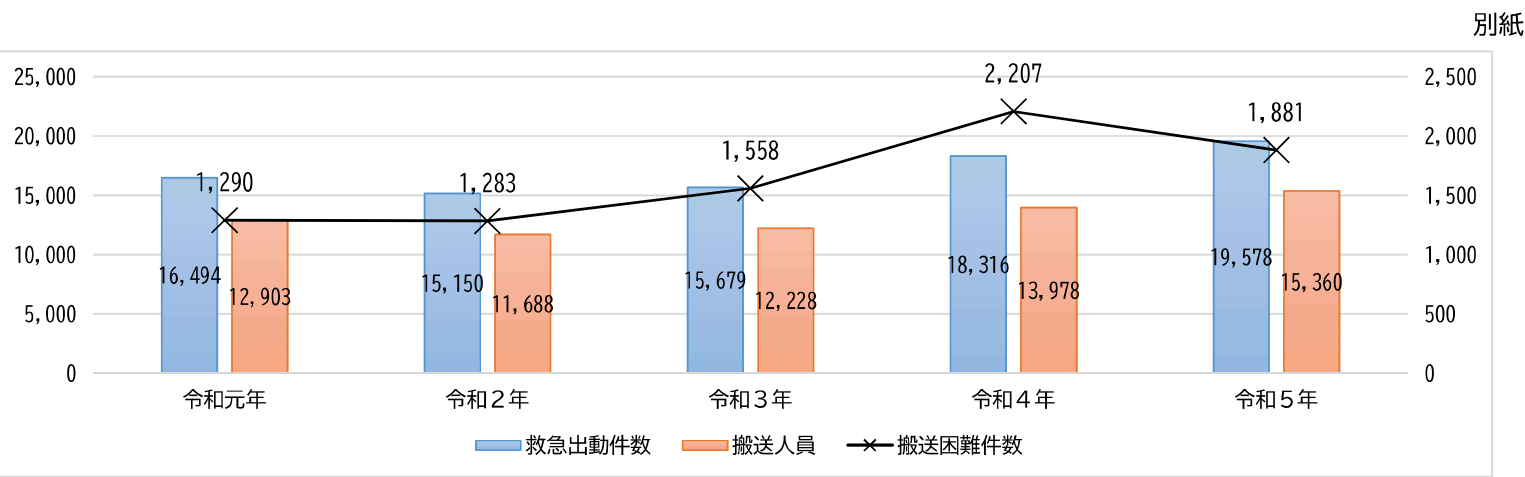
図 1: 自己負担率と外来受診の関係

縦軸は、無料の時に比べて子供の医療需要がどれだけ減るかの推定値及び 95%信頼区間を示す。なお、無料のとき月に 1 回外来受診する確率は 43.9%で、縦軸はここからの減少幅(%ポイント)を負の値で示している。横軸は、自己負担率(Share of cost-sharing)を示す。定額負担の際の自己負担率は、月当たりの自己負担額を総額医療費で割ることで計算した。1USD あたり 100 円として計算している。

1.過去5年間救急出動状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
救急出動件数 (件)	16,494	15,150	15,679	18,316	19,578
搬送人員 (人)	12,903	11,688	12,228	13,978	15,360
搬送困難件数 (件)	1,290	1,283	1,558	2,207	1,881

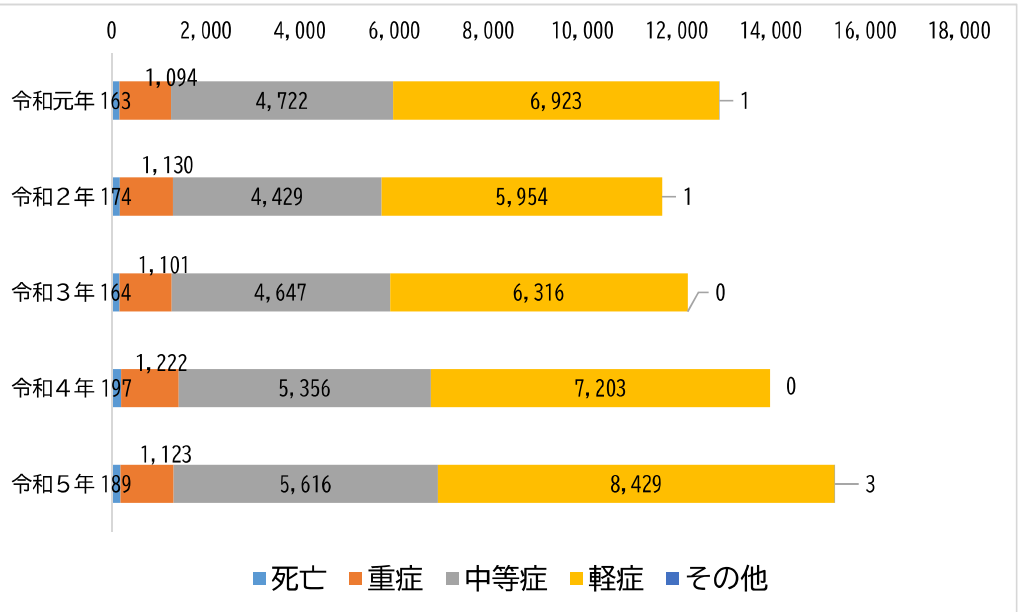
搬送困難件数とは、現場滞在時間30分以上かつ病院照会回数4回以上の救急事案



2. 傷病者程度別搬送人員

単位:人

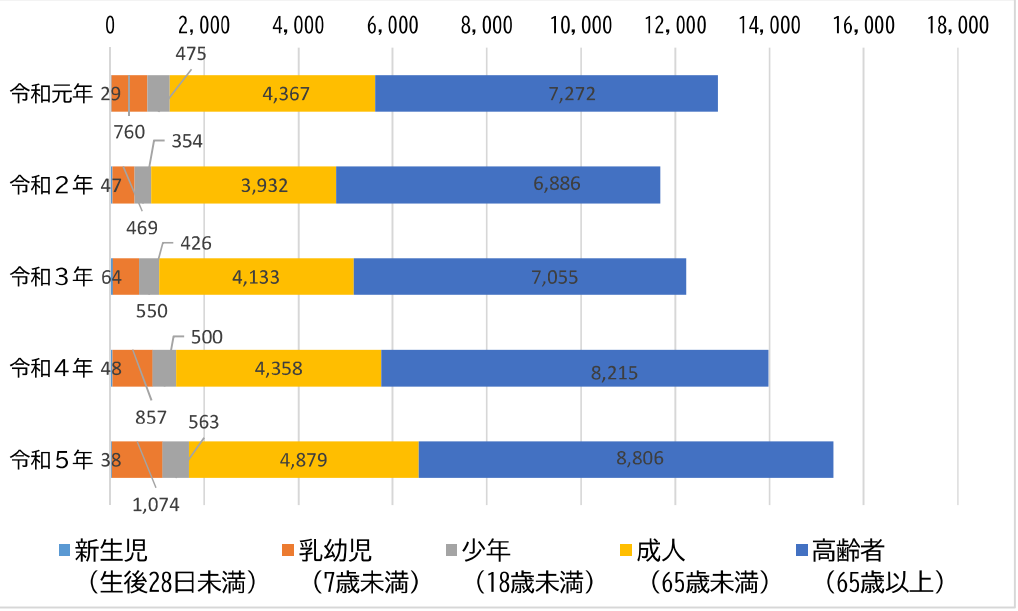
	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比
死亡	163	1.3%	174	1.5%	164	1.3%	197	1.4%	189	1.2%
重症	1,094	8.5%	1,130	9.7%	1,101	9.0%	1,222	8.7%	1,123	7.3%
中等症	4,722	36.6%	4,429	37.9%	4,647	38.0%	5,356	38.3%	5,616	36.6%
軽症	6,923	53.7%	5,954	50.9%	6,316	51.7%	7,203	51.5%	8,429	54.9%
その他	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.0%
合計	12,903	100%	11,688	100%	12,228	100%	13,978	100%	15,360	100%



3. 年齢別搬送人員

単位:人

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比
新生児 (生後28日未満)	29	0.2%	47	0.4%	64	0.5%	48	0.3%	38	0.2%
乳幼児 (7歳未満)	760	5.9%	469	4.0%	550	4.5%	857	6.1%	1,074	7.0%
少年 (18歳未満)	475	3.7%	354	3.0%	426	3.5%	500	3.6%	563	3.7%
成人 (65歳未満)	4,367	33.8%	3,932	33.6%	4,133	33.8%	4,358	31.2%	4,879	31.8%
高齢者 (65歳以上)	7,272	56.4%	6,886	58.9%	7,055	57.7%	8,215	58.8%	8,806	57.3%
合計	12,903	100%	11,688	100%	12,228	100%	13,978	100%	15,360	100%

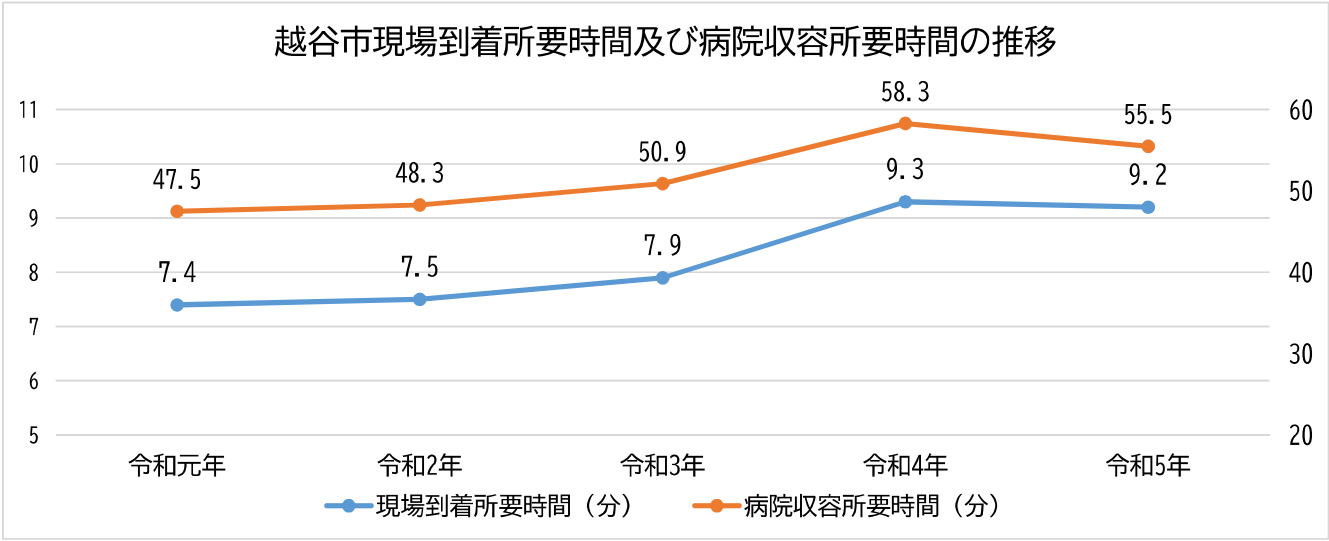


4. 現場到着所要時間及び病院収容所要時間

単位：分

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
越谷市	現場到着 所要時間	7.4	7.5	7.9	9.3	9.2
	病院収容 所要時間	47.5	48.3	50.9	58.3	55.5
埼玉県	現場到着 所要時間	8.5	8.9	9.4	10.1	集計中
	病院収容 所要時間	43.2	44.5	47.4	53.2	集計中
全国	現場到着 所要時間	8.7	8.9	9.4	10.3	集計中
	病院収容 所要時間	39.5	40.6	42.8	47.2	集計中

現場到着所要時間とは、119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間
病院収容署用時間とは、119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間



5. 時間別救急出動件数

単位：件

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0時－1時	544	443	423	484	539
1時－2時	408	358	346	402	426
2時－3時	354	317	333	367	408
3時－4時	339	302	295	364	357
4時－5時	298	278	273	324	351
5時－6時	369	373	353	426	414
6時－7時	494	447	435	481	602
7時－8時	618	583	606	686	723
8時－9時	806	751	766	876	947
9時－10時	918	862	940	1,095	1,139
10時－11時	957	907	948	1,087	1,177
11時－12時	880	856	928	1,079	1,086
12時－13時	923	885	902	1,080	1,164
13時－14時	875	837	846	1,032	1,099
14時－15時	849	762	824	962	1,039
15時－16時	834	724	850	967	1,059
16時－17時	830	821	857	979	1,054
17時－18時	871	823	893	1,015	1,033
18時－19時	839	800	829	1,032	1,074
19時－20時	792	718	769	918	918
20時－21時	773	664	643	788	859
21時－22時	703	625	580	692	807
22時－23時	670	531	549	668	690
23時－24時	550	483	491	512	613
合計	16,494	15,150	15,679	18,316	19,578

6.搬送先別搬送人員

単位:人

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比
埼玉県内	12,571	97.4%	11,366	97.2%	11,908	97.4%	13,630	97.5%	15,022	97.8%
埼玉県外	332	2.6%	322	2.8%	320	2.6%	348	2.5%	338	2.2%
搬送人員合計	12,903	100%	11,688	100%	12,228	100%	13,978	100%	15,360	100%

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比
越谷市内	9,179	71.1%	7,999	68.4%	7,928	64.8%	8,512	60.9%	10,156	66.1%
市外 (埼玉県内)	3,392	26.3%	3,367	28.8%	3,980	32.5%	5,118	36.6%	4,866	31.7%
県外	332	2.6%	322	2.8%	320	2.6%	348	2.5%	338	2.2%
搬送人員合計	12,903	100%	11,688	100%	12,228	100%	13,978	100%	15,360	100%

		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比
東部南 地区	越谷市	9,179	71.1%	7,999	68.4%	7,928	64.8%	8,512	60.9%	10,156	66.1%
	春日部市	1,437	11.1%	1,536	13.1%	1,739	14.2%	1,669	11.9%	1,966	12.8%
	吉川市	521	4.0%	524	4.5%	686	5.6%	851	6.1%	854	5.6%
	草加市	297	2.3%	240	2.1%	238	1.9%	271	1.9%	246	1.6%
	三郷市	278	2.2%	230	2.0%	319	2.6%	759	5.4%	645	4.2%
	八潮市	32	0.2%	41	0.4%	54	0.4%	103	0.7%	63	0.4%
	松伏町	15	0.1%	9	0.1%	9	0.1%	7	0.1%	11	0.1%
東部北地区		85	0.7%	67	0.6%	103	0.8%	161	1.2%	118	0.8%
さいたま地区		308	2.4%	287	2.5%	412	3.4%	553	4.0%	413	2.7%
川口地区		379	2.9%	382	3.3%	338	2.8%	501	3.6%	431	2.8%
中央地区		6	0.0%	6	0.1%	12	0.1%	28	0.2%	18	0.1%
川越地区		19	0.1%	19	0.2%	28	0.2%	41	0.3%	27	0.2%
戸田・蕨地区		2	0.0%	3	0.0%	17	0.1%	83	0.6%	46	0.3%
朝霞地区		5	0.0%	5	0.0%	6	0.0%	33	0.2%	10	0.1%
熊谷・深谷地区		0	0.0%	3	0.0%	7	0.1%	9	0.1%	0	0.0%
所沢地区		1	0.0%	5	0.0%	4	0.0%	38	0.3%	12	0.1%
坂戸地区・飯能地区		7	0.1%	10	0.1%	8	0.1%	11	0.1%	6	0.0%
県外搬送		332	2.6%	322	2.8%	320	2.6%	348	2.5%	338	2.2%
合計		12,903	100%	11,688	100%	12,228	100%	13,978	100%	15,360	100%

東部北地区:久喜市、幸手市、杉戸町、宮代町、白岡市、蓮田市、加須市、羽入市
さいたま地区:さいたま市 川口地区:川口市 中央地区:上尾市、伊奈町、桶川市、北本市、鴻巣市
川越地区:川越市、ふじみ野市、富士見市、三芳町、川島町 戸田・蕨地区:戸田市、蕨市
朝霞地区:朝霞市、志木市、新座市、和光市 熊谷・深谷地区:熊谷市、深谷市、行田市、寄居町
所沢地区:所沢市、狭山市、入間市 坂戸・飯能地区:坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、飯能市、毛呂山町、越生町、鳩山町 外3地区(秩父地区・比企地区・児玉地区)